

施策評価管理シート

施策体系	政 策	1	支え合い健康でいきいきと暮らせるまち	2017(平成29)年6月作成	
	基本施策	1	人を大切に作る社会の創造	担当部局名	部局長名
	施 策	1	人権尊重	地域環境部	田中 明子

1. 施策の基本方針 **P**lan

○ 市民一人ひとりが自己の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、互いの違いを豊かさとして尊重し合い、尊厳をもって共存できる「人権尊重都市」の実現を目指します。
 ○ 関係機関、団体と連携し、家庭、学校、地域、職場等あらゆる場で人権・同和教育、人権啓発に取り組み、人権感覚豊かな市民を育み、部落問題をはじめ様々な人権課題の解決を目指します。
 ○ 同和問題解決の拠点施設である隣保館、教育集会所、児童館等を「人権のまちづくり」の拠点施設と位置付け、機能強化と効率的運営を図ります。

2. 現状と課題 **P**lan

○ 「差別撤廃、人権擁護」に向けた市民の行動意欲が意識調査結果では60%台中盤で停滞しています。少子高齢化、格差拡大、実感できない景気回復などの社会の閉塞感から、「他人のことは構ってられない」という意識が働いていることが考えられます。
 ○ 人権問題を「特別な問題」「学習対象」と狭義に捉えるのではなく、日常生活のなかで発生する具体的な問題が様々な人権課題と結びついていることに気付くとともに、自分自身の課題としてその解決に自ら取り組むことができる「確かな人権感覚と行動力」が育まれるよう、人権・同和教育、人権啓発の内容を充実させる必要があります。

○ 施策指標（目標）及び達成状況 **P**lan **D**o

施策指標（目標）の内容（単位）		現状値 (H26)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	進捗率
部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、自らができることを考え、取り組みたいと思っている市民の割合（%）	目標	-	-	-	68.0	
	成果	62.1	62.5			6.8%
地域づくり組織等による様々な人権課題に関する学習会等の開催回数（回【延べ数】）	目標	-	-	-	1,350	
	成果	267	668			37.0%
隣保館で開催される講座等への参加者数（人【延べ数】）	目標	-	-	-	14,000	
	成果	2,767	9,484			59.8%

3. 課題解決への取組内容（平成28年度） **P**lan **D**o

計 画	実績及び主な成果
市民自身が当事者性を持つ人権課題であり、すべての人権課題は根底でつながっていることの気づきにつながる事業を実施します。 ・地域づくり組織、隣保館において開催する人権学習について、まず「参加することが自身にとって利益になる」と感じられるテーマ設定とともに、研修手法（講義式か参加型か）、開催時期（曜日・時間帯も含め）を工夫します。また、参加者アンケートから満足度の検証を行います。 ・「名張市人権施策基本計画」改定の基礎資料とするため、「人権についての名張市民意識調査」を実施します。	・名張市人権センターが主催する各種事業の参加者数が1,140人と大幅に増加しました。→（要因）今年度の工夫として人権センターが名張地区まちづくり推進協議会との協働により、隠街道市において多文化共生事業を実施。 ・人権学習会への人権教育主事、社会同和教育指導員の派遣及び学校人権教育に係る指導・助言を実施（延べ207回、387人）→（成果）人権教育主事、社会同和教育指導員が市内中学校区別人権教育推進協議会への参画連携を強化し、地域ぐるみの人権教育推進に取り組みました。 ・部落解放同盟と協働し、地域住民を対象に隣保館利用に関するアンケート調査を行い、隣保館活動活性化に向けた検討資料を得ることができました。 ・意識調査の有効回答率は約35.5%でしたが、統計学的には有効なものでした。分析の結果、若年層が同和問題にリアリティを感じていないなど、さまざまな課題が見えてきました。

4. 成果を踏まえた課題や現状 **C**heck

・人権や差別の問題を自分の問題としてとらえることができないのではないか。そのことが、日常生活の中で行動や態度となって表れているのではないかとすることで、意識調査結果を参考に、効果的な人権教育・啓発について、さらに検討することが必要です。
 ・社会教育での人権教育は生涯学習として取組むもので、各市民センターで開催されるすべての講座や学級が、広義の「人権教育」です。開催回数も大切ですが、「人権教育＝生涯学習」を、市民センターを運営する地域づくり組織と共有し、市民センターを地域における人権教育・啓発の拠点とすることが必要です。
 ・隣保館のアンケート結果から要望事項を取り入れた結果、満足という結果を得ることができましたが、さらに内容の工夫をすることが必要です。

5. 課題解決への取組内容（平成29年度） **A**ction

・部落差別等の人権問題を「他人事ではなく自分事にするという」人権教育・啓発の推進
 ・「人権についての名張市民意識調査」の結果を市民啓発に有効活用
 ・人権教育主事、社会同和教育指導員の有効活用による、市内全域での学校教育分野・社会教育分野における人権教育の推進
 ・名張市人権センター、名張市人権・同和教育推進協議会との連携強化
 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け、隣保館における相談事業充実のため、まちの保健室、地域包括支援センター、民生委員等関係機関との連携のあり方について協議研究し、可能なものから実施
 ・「名張市人権施策基本計画（第2次改定）」の策定

6. 行政評価委員会による総合評価



引き続き、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題と考え、問題解決に取り組めるよう、内容や手法に工夫を加え、より効果的な啓発の推進を図ること。